

田子町県境不法投棄原状回復調査協議会  
第8回合同ワーキンググループ会議 議事要旨

- 日時及び場所 平成20年7月31日(木) 13:00~15:00 役場第1会議室
- 出席者 町協議会委員：中村忠充、澤口博二、坂上實、砂子田康雄、坂下文明、月舘勝男、山川芳穂、宮村純吉、久慈正良 9名(敬称略、順不同)  
オブザーバー：栗生宗吉氏(青森県県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会委員)  
田子町：松橋町長、中澤経済課長、古郡主事 3名
- 配布資料 1. 青森県の環境再生計画策定における田子町の集約した意見(素案)
- 討議内容と決定事項： \_\_\_\_\_

(1) 環境再生計画策定における田子町の集約した意見骨子の方向性について

① 「自然林の再生」に関する質疑、意見

- ・ 自然林の再生に向けた手法、再生後の現場の姿など、より具体的に記したほうがよいのではないか。どのエリアにどの樹種を植栽するか、或いは一面を混交林とするのか。地形や周辺施設によっては樹種を変えるのか、など。
- ・ 自然林の再生と併せてレクリエーション機能を持たせる案。
- ・ エリア区分し、それぞれに単一樹種を植栽する等の案も加えることも可能。
- ・ 植栽する樹種にクリやクルミを加えてはどうか。ブナやミズナラもよいのだが成長が遅く、現実的には難しい面も考えられる。実のなる木を植えることで動物が出入りする森を作ることができる。
- ・ 地形や地質など、その状況に見合った性質の木を植える。
- ・ 表土さえしっかりしていれば遠い将来には自然な林になるのではないかと。或いは現場の標高によっても植栽樹種が限られてくるのではないかと。現時点ではあまり樹種を限定しないほうがよい。
- ・ 原状回復後の現場はそのまま放置しないこと。人の手を加えることで初めて潜在自然植生に近い環境再生が可能となる。
- ・ 遠い将来ではなく10年後の近い将来を見据えた環境再生であること。
- ・ 原状回復事業が完了した後に環境再生事業がなされること、そして環境再生事業は青森県の責務によって行われるものであること、この点は共通認識事項として確認しておく。
- ・ 環境再生の手法、環境再生のかたちをより詰めて協議したい。
- ・ エリアごとに単一樹種を植栽する場合に、下刈りなどの管理を誰がするのかという問題。
- ・ 樹種によっては下刈りがさほど必要ないものもある。
- ② 「展示学習施設の周辺、または部分的に自然林と区分をして設定する別途の案」に関する質疑、意見
- ・ この案の扱いについて。これを「自然林の再生」と融合させたかたちで提出するか。
- ・ 町の意見として提出するという性格上、イメージ・方向性を述べるか、或いは具体的な案を提示することが必要か。どの程度まで示すべきかという点。
- ・ 町の意見として根本をなす方向性、原則的な部分は押さえておくこと。
- ・ 別途の案についても、町からの意見として提出することで決定。
- ・ レクリエーション的機能を持たせる案についても例示的に追加する。

(2) 今後の検討スケジュールについて

- 8月8~10日 行政連絡文書の町内全戸配
- 8月20日(水) 住民意見交換会(仮称)
- 8月22日(金) 田子町県境不法投棄原状回復調査協議会
- 9月6日(土) 現場見学会(青森県主催)

(3) その他(事務連絡)

- 県民ワークショップの開催について(9月7日 八戸市で開催予定)
- ・ 一般公募される予定なので、是非お申込みいただきたい。

- 素案の協議について： \_\_\_\_\_
- 各ワーキンググループのリーダーと事務局で再度協議し、内容を詰める。
- 来週中には素案を完成させ、来月22日開催予定の町協議会の開催通知に併せて送付したい。
- 来月20日開催予定の意見交換会で参加者の方々からご意見を伺った上で再度訂正し、22日協議会の場で承認いただくこととする。